平成 25 年３月１日

各　位

東京都品川区西五反田一丁目 21 番８号
株　式　会　社　ガ　イ　ア　ッ　ク　ス
代 表 執 行 役 社 長　　上 田　　祐 司
（コード番号：3775　名証セントレックス）
（連絡先）執行役財務部長　小高奈皇光
TEL 03－5759－0376（直通）

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式分割の実施及び単元株制度の採用について、下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、同取締役会において、定款の一部を変更することにつき平成25年３月28日開催予定の第15回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

なお、株式分割の実施及び単元株制度の採用については、平成 25 年３月 28 日開催予定の第 15 回定時株主総会における定款変更案の承認を条件としております。

記

Ⅰ．株式分割及び単元株制度採用の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、証券市場の流動性及び利便性の向上を図るため、当社の株式の売買単位を 100 株といたします。

これに伴い、当社株式１株を 100 株に分割するとともに単元株制度を採用いたします。なお、この株式分割及び単元株制度の採用に伴う実質的な投資単位の変更はありません。

Ⅱ．株式分割の概要

１．分割の方法

平成 25 年６月 30 日（日曜日）最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主の所有する普通株式１株につき、100 株の割合をもって分割する。

２．分割により増加する株式数（平成 25 年３月１日現在）

株式分割前の当社発行済株式総数	30,488 株
今回の分割により増加する株式数	3,018,312 株
株式分割後の当社発行済株式総数	3,048,800 株
株式分割後の発行可能株式総数	11,607,800 株

３．分割の日程

基準日設定公告日　　平成 25 年６月 14 日（金曜日）

基　　準　　日　　平成 25 年６月 30 日（日曜日）

但し、当日は株主名簿管理人の休業日のため、実質上は平成 25 年６月 28 日（金曜日）

効　力　発　生　日　　平成 25 年７月１日（月曜日）

４．新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の目的たる株式の数及び払込価額を調整いたします。なお、平成 25 年７月１日以降の払込価額は次のとおりです。

名称	調整前払込価額	調整後払込価額
第４回新株予約権	68,276 円	683 円
第５回新株予約権	198,531 円	1,986 円
第 11 回新株予約権	31,362 円	314 円
第 12 回新株予約権	39,329 円	394 円
第 13 回新株予約権	26,614 円	267 円

Ⅲ．単元株制度の採用

１．新設する単元株式の数

上記「Ⅱ．株式分割の概要」の効力発生日である平成 25 年７月１日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

２．新設の日程

効　力　発　生　日　　平成 25 年７月１日（月曜日）

(参考)平成 25 年６月 26 日をもって、名古屋証券取引所における売買単位も 100 株に変更されます。

Ⅳ．定款の一部変更について

１．変更の目的

（１）全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動」の趣旨を踏まえ、証券市場の流動性及び利便性の向上を図るため、当社株式１株を 100 株に分割するとともに単元株制度を採用いたしたく、平成 25 年７月１日付をもって以下の変更を行うものであります。

① 発行可能株式総数を株式の分割に応じて増加させるため、現行定款第６条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株数を 100 株とするため、変更案第７条（単元株式数）を新設するものであります。

③ 議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるために、変更案第８条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。

（２）上記（１）の変更に対応するため、条数の変更等所要の変更を行うものであります。

（３）上記（１）及び（２）の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
（発行可能株式総数） 第６条　当社の発行可能株式総数は、１１６，０７８株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当社の発行可能株式総数は、１１，６０７，８００株とする。
（新設）	（単元株式数） 第７条　当会社の単元株式数は、100株とする。
（新設）	（単元未満株式についての権利） 第８条　当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利 （２）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割り当てを受ける権利
第７条～第30条　（記載省略）	第９条～第32条　（現行どおり）
（新設）	（附則） 第６条の変更、第７条乃至第８条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げは平成25年７月１日をもって効力を生ずるものとし、本附則は効力発生日をもって削除する。

３．日程

株主総会開催日	平成 25 年３月 28 日
定款変更の効力発生日	平成 25 年７月１日

以　上